a1　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第8項第1号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a2　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a3　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a4　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第8項第1号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a5　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a6　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a7　平成31年改正前地方税法附則第12条の2第2項第5号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a8　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第1項第6号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a9　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第1項第6号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a10　平成31年改正前地方税法附則第12条の2第2項第5号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a11　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第1項第6号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町